

北海道教育委員会会議審議概要（令和6年第3回）

1 公開案件の審議

(1) 報告1 帰国・外国人児童生徒等への支援に係る取組について

ア 説明員 遠藤義務教育課長

イ 結論 報告を了承

ウ 審議内容

【遠藤義務教育課長】

帰国・外国人児童生徒等への支援に係る取組について説明します。内容は、本道の現状や課題、道教委の取組、今後の取組の方向性についてです。

資料3ページを御覧ください。最初に、令和3年度（2021年度）の国の調査に基づき本道の現状について説明します。まず、日本語指導が必要な児童生徒数の推移についてです。グラフに示しましたとおり、年々、児童生徒数は増加しており、令和3年（2021年）には、241名となっています。なお、日本語指導が必要な児童生徒とは、国籍を問わず、海外から来日あるいは帰国し、日本語で日常会話が十分にできない児童生徒や学習活動への参加に支障が生じている児童生徒とされており、外国籍であっても、日本語指導が必要でない児童生徒は、この人数に含まれていません。また、児童生徒の母語、いわゆる主に使用する言語についても、英語、ウルドゥー語をはじめ、20言語以上と多岐にわたり、言語の多様化も進んでいます。

資料4ページを御覧ください。次に、日本語指導の必要な児童生徒が在籍する市町村数等についてですが、公立小・中学校においては、39市町村、高校・特別支援学校においては、11の市町に所在する学校に在籍しています。地図にお示ししているとおり、児童生徒が居住する市町村は道内各地に広がっており、散在化の傾向が見られます。

資料5ページを御覧ください。次に、本道の課題について説明します。日本語指導が必要な児童生徒数の増加などを受け、道内の市町村教育委員会や学校においては、児童生徒を受け入れる体制づくりや、

当該児童生徒の日本語能力の把握及び一人一人に応じた適切な日本語指導が課題となっています。

資料6ページを御覧ください。次に、本道の現状や課題を踏まえた道教委の取組について説明します。道教委では、「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」を実施し、その中で、市町村や学校支援の充実に資する推進体制の整備に向けて、大学などの関係機関との連携による運営協議会を開催、また、教員等の指導力及び専門性の向上に向けて、児童生徒の受入れや、日本語指導の方法などの理解を深める連絡協議会を実施しています。

資料7ページを御覧ください。さらに、市町村・学校への直接の支援として、大学教授等の有識者による学校への相談支援や受入れ初期段階の日常会話をサポートする携帯型通訳デバイスの貸出し、日本語指導が必要な児童生徒に対する「特別の教育課程」を編成している道立高等学校への非常勤講師等の配置のほか、資料8ページに示した児童生徒の受入れや指導を円滑に行うための「初期指導マニュアル」等の資料作成・周知などに取り組んでいるところです。

資料9ページを御覧ください。日本語指導を必要とする児童生徒は文化的な背景や生活習慣、日本語の能力など必要な支援が異なりますことから、「受入れと指導のQ&A」では、文化の違いによる対応など学校生活への適応や、サバイバル日本語プログラムなど最初に行う日本語指導、日本語能力の把握の方法などを紹介しているところです。

資料10ページを御覧ください。最後に、今後の取組の方向性についてですが、どの市町村でも、どの学校でも、受入体制の整備が図られ、児童生徒一人一人に応じた適切な日本語指導が行われるよう、受入体制の整備や日本語指導に係る理解促進、日本語指導を専門としている大学教員の訪問指導、「特別の教育課程」による日本語指導などに係る市町村や学校の取組の支援の充実に努めていきます。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【青山委員】

まず、7ページの携帯型通訳デバイスの貸出しはとてもよいと思います。

使用する言語が20言語以上の子供たちが各地域に一人、多くても何人もいないのではないかと思うのですが、初期の受入れ段階でそれぞれの言葉に合わせて、日本の紹介をしたり、学校の中で気を付けなければならないことを紹介する簡単な動画や、北海道としてこういうことを子供たちに共通して教えるという動画があれば、一回一回先生方が教えなくてもよくなり、楽になるのではないかと思います。子供も映像を見ながら日本の学校ではこういう教育を受けるのだとか、アレルギーがあれば、こうやって食べられないものがありますと言えばよいのかなどそのようなコミュニケーション・ツールになるのではないかと思うのですが、動画などは用意されているのか、されていなければ作ろうと考えているのかお聞きしたいです。

【遠藤義務教育課長】

文部科学省においては、初期の受入れに当たって、子供や保護者に対して簡単な動画のコンテンツを用意して公開しているところです。今御指摘いただきました、よりシチュエーションに応じたものということであれば、道としても考えていることがあり、説明いたしました有識者・関係機関と協議を行う運営協議会において検討していきます。

【清水委員】

日本語指導が必要な子供たちが一定数来るというところでしたら、体制などを整備していくこともできるのでしょうかけれども、散在する地域に子供が、一人二人と分散して出現するということになると、各市町村で対応するのは相当難しく、現場はかなり大変なのではないかと思います。いつでも受入れできる体制を普段から準備しておくことがなかなか難しい分野だと思いますので、連絡協議会ですとか、運営協議会などの広域のところで何かあったときの支援体制、何かそういった問題が出てきたときに速やかに対応できるようなルート、道教委などで協力できる体制を整えていくというのが、恐らく現実的な方法

かなと思いました。

何より、学校現場が混乱することなく、そのお子さんにきちんと対応できるような体制を構築しておくこと、全道どこで起きても協力できるというPRを行うことが重要だと思いました。

【倉本教育長】

児童生徒が一人で急に道内に来るということは普通あり得ないので、保護者なり、親族なりが住んでいるところへ、あるいは一緒に来るということが前提なので、多くの場合、保護者や親族の方に当初はお手伝いしていただきながら段々なじんでいくというプロセスが出てくると思いますので、学校側や地域もいきなり全く訳が分からないということはないと思いますが、初期の段階でうまく受け入れられるよう、いろいろな形で周知、啓発を引き続きやっていく必要はあると考えています。

【渡辺委員】

先ほどの清水委員の意見に関連するのですが、初期指導マニュアルがあるということで、資料の8ページを見ているのですがけれども、お子さんをお預かりするときに言語だけではなく文化とか全て丸ごと引き取ってその上で指導するということが、難しいかもしれませんが、恐らく理想的だと思います。急に児童生徒の受入れが生じることを考えると、効率的な人材の育成ということが非常に大事になってくると思います。例えば、T-b a s eなどを活用して文化とかその背景であるとか言語であるとかそういったものを含めたコンテンツを作っていけたら、それこそ有識者の方々のお知恵を拝借して前もって作っていけると、とりあえずの対応が将来的にやりやすくなるのではないかと思います。

【大鐘委員】

日本語指導が必要な児童生徒への日本語指導というのは全国的な課題だと思います。むしろ、北海道は遅れて議題化されてきたのかなということで、本州の方だともっと早くにこういった課題があって、対応されてきていると思います。3ページの本道の現状を見ますと急激

に増加してきているのかなと思うので、これに対する対応ということ
を先行事例を基に行っていくことが必要だと思います。

関連して、傾向として、児童生徒数について、小・中学校の段階で
増えているのか、それとも高等学校の段階で増えているのかというこ
とを伺いたいと思います。また、教育課程の問題が出てくるとしま
す。特別の教育課程という表現をとられていますが、具体的にどのよ
うな教育課程を編成されて、どういう指導をされているのか教えてい
ただきたいと思います。

【遠藤義務教育課長】

1点目の児童生徒の241人ではありますが、内訳としては、小学校161
人、中学校52人、高等学校27人、特別支援学校小学部1人となってお
り、小学生の割合が高くなっています。

特別の教育課程につきましては、いわゆる通常の教科において、日
本語での指導に付いていけない状況がありますので、その教科の時間
については、いわゆる取り出しという形で別室で指導する形になりま
す。国語・社会科の授業等でどうしても学習用語が難しいということ
であれば、まずは別室で日本語の指導をして、教科に関連した日本語
を習得しつつ、教科と併せて学習を進めていき、段々慣れてくると本
来の学級に戻って授業に参加していく、そのようなイメージで、その
子の日本語の能力に応じて教育課程を編成していくような状況になっ
ています。

【大鐘委員】

1点目の児童生徒数に関しては、小学校が多いということで、滞在
期間、居住が長期化するということも考えられるところだと思います。
定住という形になるのかちょっと分かりませんが、そういった点でや
はり長期的な視点も持ちながら指導の在り方を考えていく必要がある
のかなという感じがしました。

それから、教育課程の件では、かなり個別の対応が必要になってく
るのかなという感じがします。大変だと思いますけれども、連絡協議
会などを活用されて、対応をよろしくお願ひしたいと思います。

【倉本教育長】

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、報告を了承します。

(2) 報告 2 令和6年度(2024年度)公立高等学校入学者選拔出願状況等について

ア 説明員 高橋学力向上推進課長

イ 結論 報告を了承

ウ 審議内容

【高橋学力向上推進課長】

資料2ページの別記を御覧ください。1の「総括概要」についてです。(1)の「中学校卒業予定者数」は、推計で41,012人で、前年度より166人減少しております。(2)の「募集人員」は、全日制と定時制を合わせまして31,700人となっています。(3)の「出願者数」は、全日制と定時制を合わせて、29,785人で、前年度より649人減少しています。(4)の倍率は、全日制と定時制を合わせまして、0.94倍となっています。(5)の「募集人員に満たない全日制の学校・学科数」は、学校数において、普通科で増加、専門学科、職業学科及び総合学科では減少しました。(7)の「全日制課程の推薦入学者選抜の状況」については、推薦出願者数は、7,237人で、前年度より601人増加、推薦倍率は0.84倍となっています。なお、道外推薦による出願者数は、78人で、前年度より18人増加しています。(8)の「定時制課程の推薦入学者選抜の状況」については、推薦出願者数は、301人で、前年度より29人増加、推薦倍率は、0.93倍となっています。(9)の「連携型入学者選抜の状況」については、出願者数は131人で、前年度より1人増加、倍率は0.30倍となっています。なお、連携型中高一貫教育を実施している高等学校には、それぞれの高等学校と連携している中学校以外からも出願することができ、「連携型出願者数」とは、連携中学校からの出願者数を表しており、「連携型一般・推薦出願者数を加えた数」というのは、連携中学校以外からの出願者数を加えた数を表しています。(10)の「定時制課程の出願状況」については、「募集人員を超えている学校・学科数」は、2校3学科、「出願者が10人未満の学校・学科数」は、9校10学科となっています。

最後に、今後の入学者選抜の主な日程については、2の「今後の主な日程」に示しています。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【青山委員】

大学でもAO入試や推薦枠が増えています。全日制課程の推薦枠が昨年に比べて116人増えているということですが、この推薦枠が増えた理由はお分かりですか。

【高橋学力向上推進課長】

推薦出願者数が増えた要因は、従前は中学校長による推薦だったものを昨年度から自己推薦に変えたところが一番大きな理由ではないかと思えます。昨年度はその前の年と比べて増加しまして、今年度更に増加したということで、自分で学校の教育目標や教育課程などを見ながら、是非ここで学びたいという学校に自己推薦で挑戦できることになったことが理由の一つではないかと分析しております。

【青山委員】

積極的な子供たちが多くなったという捉え方でよろしいですか。

【高橋学力向上推進課長】

そういう捉え方で結構だと思います。

【大鐘委員】

資料2ページの1(3)出願者数ですが、少し目立つことは定時制への出願者が1割くらい増えているところでは。全日制に例年出願していた中学生が定時制を出願したと考えるよりも、進学が難しかった生徒が定時制に進学を考えているのではないかという考え方ができると思うのですが、この背景についてお分かりになれば教えていただきたいと思えます。

【高橋学力向上推進課長】

中学校の先生などに聴き取り調査などを行いますと、昨今やはり中学校において不登校ですとか、そういった経験のある子供たちの中に

は高校に入ったら小さい規模の学校で学びたいという一定のニーズが都市部にはあると聞いています。地方であればそういう小規模の集団で学ぶ機会がありますが、都市部にはなかなかそういった機会がありませんので、中学校時代になかなか学校になじめなかった子ですとか、不登校傾向のあった子の中には定時制を選ぶ生徒がここ数年増えているということを中学校関係者から聴いているところです。

【大鐘委員】

そういう子供たちの選択肢として幅が広がっているということであれば、受け入れる側もそういった体制をこれまで以上に作っていく必要があろうかと思います。

もう1点は、(7)の道外からの推薦入学者選抜による出願者数が3割くらい増えているところです。これに関連していると思うのですが、8ページ以降で昨年度当初の倍率が低かった郡部の学校でぐっと0.5ポイント以上に倍率を増やしている学校が幾つかあります。これに直結しているか分かりませんが、そうした郡部の小規模校の取組を注視していきたいと思います。教育活動・教育課程も含めて、どういう学校の新たな取組が成果を上げているのか、それを取り上げて共有できるものは共有していくと学校を核としたまちづくりという観点からも注目に値するのではないかと思いますので、その辺りの検証もお願いしたいと思います。

【倉本教育長】

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、報告を了承します。